

雇均職発 1217 第 4 号  
令和 6 年 12 月 17 日

全国中小企業団体中央会 労働政策部長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局  
職業生活両立課長  
(公印省略)

両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース及び出生時両立支援コース）  
の拡充に係る周知について（依頼）

平素より厚生労働行政の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では「共働き・共育て」しやすい環境を整備するため、両立支援等助成金の育休中等業務代替支援コース及び出生時両立支援コースにおいて、労働者の希望に応じた育児休業の取得等に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援の拡充を図ることとし、当該拡充の内容を含む令和 6 年度補正予算が本日、成立いたしました。

つきましては、都道府県労働局からも事業主の皆様への周知を行っているところですが、下記の見直し概要も踏まえつつ、貴会におかれましても、傘下の事業主に対して周知いただくなどのご協力を賜りたく、周知用のリーフレット（別添 1）及び制度概要ポンチ絵（別添 2）を送付させていただきますので、ご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

なお、当該リーフレット等につきましては厚生労働省のホームページにおいても掲載していることを申し添えます。

(厚生労働省ホームページ「両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース及び出生時両立支援コース）」)

※別添リーフレット等のほか、申請マニュアルや支給要領等も掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

(見直し概要)

#### ○育休中等業務代替支援コース助成金の見直し

- ①育休中等の業務代替を行う周囲の労働者への「手当支給」等を実施した事業主を支援するため、支給対象となる事業主の範囲を拡大（常時雇用する労働者数 300 人以下の事業主を対象に。）

- ②手当導入等の業務体制整備のため、社会保険労務士等に、労務コンサルティング、就業規則の整備等を委託した場合の「業務体制整備経費」を増額（20万円に）
- ③育児休業を1か月以上取得した被保険者又は育児短時間勤務制度を1か月以上利用した被保険者の業務を代替する労働者に手当支給等を行った場合は、初日から1か月間の手当に係る助成及び業務体制整備経費の「分割支給」を可能に。

○出生時両立支援コース助成金の見直し

○中小企業における、男性の育休取得率向上を強力に後押しするため、「第2種助成金」について、「第1種助成金」の支給実績を不要とした上で、男性被保険者の育児休業取得率が以下のいずれかの場合に60万円を支給することとする。

- ①直前の事業年度（「申請前事業年度」）における男性被保険者の育児休業取得率が50%以上であり、かつ、申請前々事業年度より30%以上上昇している場合
- ②男性の育児休業取得率が2事業年度連続70%以上となった場合